

分析的手法による決断概念の枠組み

土持, 貴志
九州大学大学院人文科学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/2236668>

出版情報 : 決断科学. 6, pp.7-23, 2019-03-23. Institute of Decision Science for a Sustainable Society, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

分析的手法による決断概念の枠組み

土持 貴志 九州大学大学院人文科学府博士後期課程
Email: ttmt195@gmail.com

Abstract

Institute of Decision Science for a Sustainable Society (IDS3) researches the methodology of decision making in uncertain situation. IDS3 offers various practices and experiences of problem solving. Particular instances of decisions are accumulated. However, the concept of decision that Decision Science focuses on is still undefined. Here I show that conditions of decision are (1) that it is made in uncertain situation, (2) that the agent exist, and (3) that it is socially justifiable. IDS3 has two models of the process of decision making, Y-model and G-model. Y-model claims (Y1) that decision that Decision Science focuses on is decision-making for big social issues and (Y2) that it cannot be selected by preferences. G-model claims (G1) that decision is subclass of determination and (G2) that we have autonomy and responsibility for what we decide. In this paper, I analyze the concept of "decision" in order to find the logical properties of decision. I concluded that combined model is valid framework of decisions and we can categorize four kinds of decisions according to the kinds of uncertainty of situations. My conclusion demonstrates that as well as how we categorize various kinds of decisions, the social justifications of particular decisions are dynamics for a course of problem solving.

Keywords: Concept analysis, classification of decision, justification

はじめに

現場主義を標榜する決断科学プログラムでは、現場実習や具体的な問題解決の場が豊富に提供されている。その中で、ある所ではどのような決断が行われ、また別の所ではどのような決断が行われたのか、という事例の集積がなされている。しかしながら、「決断科学プログラムが現時点で抱える最大の課題が、『決断』『決断科学』等の定義や対象、射程の特定」とも指摘されているように、いまだ「決断科学が対象とする『決断』とは何か」という問題には解決が与えられていない。本論の目的は、「決断」概念を分析することによって、決断科学プログラムでこれまで収集した決断の個別事例を整理する枠組みを提示することである。

決断科学プログラム内では「決断」の特徴づけに関して二つのモデルが提示されている。一つ目は、プログラムコーディネータの矢原徹一氏が提示したもの（以下、矢原モデル）、二つ目は統治モジュールの学生が提示したもの（以下、統治モデル）である。しかしこれらはいずれも各モデルが対象とする決断の特徴づけにとどまっており、本論で考察する決断科学が対象とする「決断とは何か」という問いを主題としたものとは言えない。また、決断にはいくつかの種類があることは示唆されているが、「なぜそれらの間には差異が認められるものの、全て『決断』でありうるのか」という基礎づけは十分ではない。

そこで本論では、概念分析という手法を用いて決断を分類する枠組みを提示する。「決断」概念の分析を行うことで、矢原モデルと統治モデルの妥当性を検証し、「決断科学が対象とする『決断』とは何か」という問いに回答を与える。その後、決断が行われる「答えが不確実な状況」について、その不確実性を分類することによって、決断にもそれに応じた分類の枠組みが提示できるということを主張する。

本論の構成は以下の通りである。第一節では、まず概念分析という手法について簡単な説明を行う。次に、矢原モデルと統治モデルを確認し、これらが提示した決断の諸特徴を抽出する。その後、「決断」概念を分析することによって、決断の論理的諸条件を提出し、二つの先行モデルの特徴

と比較検討を行う。第二節では、まず「答えが不確実な状況」を五つの状況に分類する。そして、その内の四つの状況ではそれぞれの種類の決断が行われうるが、残りの一つの状況では合理的な決断が行われることが不可能である、ということを中心とする。最後に、この「不確実な状況」に応じた分類枠組みが、先行モデルの決断事例を有効に分類できることを論じる。

1. 概念分析を通じた「決断」の特徴づけ

1-1. 概念分析とはどのような手法か

概念分析とは、概念を十全に理解している人はその概念を表す語を適切に使用することができるという前提から、その語を使用した命題の性質に着目することで、当該の概念の本質を明らかにする手法である。具体的には、以下のような手順である。まずは、ある概念の個別例がどのような性質を有するのかを列挙し、その性質の所有を表す命題を生成する。そして、その命題が経験的に真または偽なのか、論理的に真または偽なのかを判定することによって、当該の概念とその性質で表される概念の論理的包含関係を明らかにする。

具体例を見てみよう。例えば「犬」という概念を考える。犬には、「四足歩行する」や「ワンと鳴く」、「動物である」といった様々な性質が結びついている。「犬は四足歩行する」、「犬はワンと鳴く」、「犬は動物である」という命題が生成できる。ここで考察すべきことは、これら三つの命題が真または偽であることをどのように示しうるか、ということである。

「犬は四足歩行する」の真理値は、全ての犬（厳密に言えば、これまでに存在した全ての犬といま存在する全ての犬とこれから存在する全ての犬）が四足歩行であるかどうかを一匹一匹確認することで明らかとなる。そして、この命題は偽である。というのも、仮に「犬は四足歩行する」が真であるならば、その対偶である「四足歩行しない犬はいない」も真でなければならない。しかし、病気や怪我のせいで足が三本か二本しかなくと

も犬であるものを確認できるため、「四足歩行しない犬はいない」は偽である。それゆえ「犬は四足歩行する」も偽である。同様に、「犬はワンと鳴く」も全ての犬が実際にワンと鳴くかどうかを確かめることで、その真理値が明らかとなる命題である。そして、実際にワンとは鳴かず、キャンキャンやバウバウと鳴く犬も確認できるため、この命題も偽である。これらの命題を誤って真だと主張する人々は、単に犬について誤った考えを持っているだけであり、「犬」という言葉の使用を誤っているとは評されない。「犬は四足歩行である / 四足歩行とは限らない」と「犬はワンと鳴く / ワンと鳴くとは限らない」という命題は、犬について自明ではない情報を有する命題である。このような情報量を持った命題は総合的な命題と呼ばれる。

次に、「犬は動物である」を考えてみよう。この命題は真である。しかし、その真理値は上記の総合的な命題のように、全ての犬が動物であるかを一匹一匹確認することによって明らかとなるのではない。これは、「犬」という概念と「動物」という概念間の関係によって説明される。というのも、犬は分類上、動物の部分集合でしかありえず、そのため「犬」概念の中にはすでに「動物」概念が含まれていると考えざるをえない。換言すれば、「犬」とは「○○な動物」という概念であるということである。それゆえに、「犬は動物である」は、「犬」概念が「動物」概念を含む、論理的に真な命題である。この命題の否定「犬は動物ではない」は、「犬」という語の使用規則に反した命題である。「犬は動物である」は、犬についての論理的に自明な命題であり、犬についての新しい情報を有した命題ではない。このように、概念同士の関係によってその真偽が説明され、情報量がない命題は分析的な命題と呼ばれる。

以上のように、命題にはその真偽を明らかにするために事実的な調査を必要とする総合的な命題と、事実的な調査を必要とせず概念間の包含関係によって説明される分析的な命題がある。このようにして概念の内実を明らかにしていく手法を概念分析と呼ぶ。

1-2. 矢原モデルと統治モデル

「決断」概念を分析する前に、二つの先行モデルを整理し、それぞれが主張する決断の特徴を抽出する。「決断」の矢原モデルは『決断科学のすすめ』の冒頭に記されている。

私たちは日々、多くの意思決定を行っている。これらの意思決定の中には、簡単にできるものもあれば、難しいものもある。私たちは、難しい問題についての意思決定を「決断」(hard decision)と呼んで区別している。自分自身に関する意思決定は、多くの場合簡単だ。意思決定の結果を引き受けるのは自分だから、基本的には自分の好きな道を選べばよい。しかし、他者に対する意思決定、あるいは社会の意思決定は、多くの場合難しい。問題の複雑さ、不確実性や価値観の違いを考慮に入れて、「決断」する必要がある。¹

矢原モデルの特徴は、ある意思決定が決断かそうでないかが、その意思決定の方法や過程ではなく、扱う問題のステークホルダーの大きさに依存するという点にある。彼によると、難しい問題に対する意思決定が決断である。選択の結果が自分自身のみに影響するものは、簡単な問題であり好きに選ぶことができる。一方で、他者にも広く影響するようなステークホルダーが大きなものは、利害関係や価値観の相違が大きくなる難しい問題である。矢原モデルによる決断の特徴を抽出すると次のようになる。

Y1 決断は、不確実さや価値観の相違がある大きなステークホルダーが存在する難しい問題への意思決定である。

Y2 決断は、個人にしか影響しない簡単な問題の意思決定のように、自身が好きに選ぶことはできない。

¹ 矢原 (2017)、p.2

次に、統治モデルでは決断をどのように定義したのかを確認する。彼らは決断と決定の違いに着目し、これらの間の差異から決断を定義つけようとした。

- ① 「決定」の部分集合としての「決断」という捉え方
- ② 「決断」は後戻りにできにくい、すなわち「決定」より後戻りコストが相対的に高い
- ③ 「決断」が意思のある「決定」であり、特定の人の主体性や責任がより前面に出る一方、「決定」が非人称で、客観的に決められたゆえに責任の所在も不明確である。²

統治モデルの特徴は決定との対比によって決断を特徴づけようとしたことである。両者を共に「決める行為」として捉えた上で、その間にどのような決め方の差異が存在するのかを明確にしている。決断の後戻りコストが高いというのは、矢原モデルが主張するところの扱う問題の困難さの一種として理解することができる。責任の所在が明らかであるという点は矢原モデルには見られなかった指摘である。統治モデルによる決断の特徴を抽出すると次のようになる。

G1 「決断」は「決定」の部分集合である

G2 「決断」は主体性や責任が前面に出る一方で、「決定」は非人称的である

しかしながら、先行モデルの決断についての特徴づけは論証を経た結論ではなく、妥当なモデルであるかの検証は行われていない。そこで、次に「決断」の概念を分析し、その結論と先行モデルを比較することで、先行モデルの妥当性を検証する。

2 土中、徳永、古橋 (2017)、p.24

1-3. 「決断」の概念分析

本論では、先行モデルとの比較のため決断と決定について、「決まる」と「決める」という観点と、行為主体の有無という観点から分析を行う。前者の観点をを用いるのは、「決断したが、決めていない」という命題が論理的に偽であるように、「決断」概念の中には「決める」という概念が含まれているからである。

ここで決断と対比される決定についてハーバード・サイモンは次のように述べる。「『選択』という言葉は、ここでは意識的あるいは熟考的過程という含意はまったくなく用いられる。それは、単に、もし個人が一つの特定の行為のコースをとれば、彼がそれによって断念する他の行為のコースがあるのだという事実をいうにすぎない」。それに続けて、「この過程を指す場合、『選択』と『決定』の言葉は、この研究では、同義語」と述べられる。この定義を用いるならば、「決定」概念は意識的に「決める」という意味には限定されず、「決まる」も含まれる。行為主体の有無の観点から言えば、「決まる」という自動詞には行為主体は指定されず、「決める」には行為主体の有無両方の状況が想定される。

それゆえ、「決定」には、「人の手を離れて自然に決まる」、「非人称的に決める」、「主体の存在を明示して決める」の全てが妥当する。「人の手を離れて自然と決まる」とは、例えば「 $7+8 = 15$ 」のように、人が何らかの答えを決める領域ではなく、既に何らかの形で決まっている答えに到達するかが問題となる領域である。「 $7+8$ の答えは15に決定されている」は語の使用規則に反した表現ではない。次に、「非人称的に決める」とは、例えばクジのように、誰がその選択肢に決めたのかという主体を不明確にしたままで、時にはランダム性を持って、何らかの答えに決めることである。「クジでクラス委員を決定する」にも使用規則の違反は含まれていない。最後に、「主体の存在を明示して決める」とは、誰かがその選択肢を選んだという主体の存在を明らかにして、何らかの答えに決めることである。例えば、「旅行に行くかどうかは、私が決定する」というのも語の使用規則に則った表現である。

一方で、「決断」の概念には、「主体の存在を明示して決める」しか妥当しない。「決定」とは異なり、「決断」の概念には「決まる」は含まれていない。というのも、「7+8の答えを15と決断する」という表現には、「既に決まっている決められないものを決める」という矛盾が含まれるからであるからである。また、「決める」事例においても、「非人称的に決める」も「決断」概念には含まれていない。例えば「クジでクラス委員を決断する」という表現は成り立たない。ランダム性が含まれるような誰が決めた行為者なのかが明確でない「決める」事例は、決断が行われる事例に含められない。「決断」の概念分析から導かれる帰結は次の通りである。第一に、決断は本質的に決める行為であるため、「予め答えが決まっていない状況」においてのみ可能になる行為である。第二に、決断は誰かがその選択肢を選んだというように、その行為の責任主体の存在が明らかである場合にのみ可能な行為である。これら二つの条件が、ある選択が決断であるといえる最低条件である。次に、先行する二つのモデルがこれらの条件を満たしうるか、またこれら以外の特徴づけが決断とどのような関係にあるかを考察する。

1-4. 矢原モデルと統治モデルの検証

本節では、二つの先行モデルから得られた諸特徴と、前節で得られた「決断」の論理的な特徴を比較検討する。

Y1は、「決断」の概念分析の一つ目の帰結である「予め答えが決まってはいない状況」と解釈すべきである。というのも、困難さの根拠として述べられる不確実性とは、ある選択肢からどのような結果が出るかが分からないためどれが正解かが分からない状況と解することが自然であるし、価値観の相違も一般的には唯一の答えが存在しない問題だと理解されているからである。また、「決定」が成り立つ三つの状況の内の一つのみで決断が成り立つという概念分析の結果は、G1の主張するように「決断」が「決定」の部分集合であることを示す。そして、G2は、概念分析の二つ目の帰結である「行為責任の主体の存在が明らか」という条件と一致している。

Y2が主張する「自身が好きに選ぶことはできない」は「決断」とどのような関係にあるのか。これは、「決断」概念そのものについての特徴と考えるよりは、「決断科学の対象となる『決断』」の特徴と解すべきである。「自身が好きに選べない」とは、決断に一種の合理性を要求していると解釈できる。「決断」概念それ自体では主体の好みによって好き勝手に選択することを除外していない。しかし、ステークホルダーの大きな社会的な問題を個々人が好みによって好き勝手選択するようでは、問題の解決を行うことはできない。社会的な問題を扱う際には好みではなく、他者に対して自身の選択が正しいのだと正当化を行わなければならない。以上のように、日常用語としての「決断」と決断科学が対象とする専門用語としての「決断」を分ける基準として、一種の合理性という条件を付与するものとして、Y2を解釈する。

本節では、「決まる」と「決める」そして行為主体の有無観点から「決断」の概念分析を行った。その帰結と二つの先行モデルを比較検討することで「決断」の特徴づけに対して論理的な裏付けを施した。「決断」の妥当な特徴づけは、先行モデルを統合して、「1. 答えが不確実な状況で行われる、2. 主体の存在が明確で、3. 社会的に正当化可能な、決めるという行為」であると結論付ける。次節では、決断の特徴の一つ目である「答えが不確実な状況」の分類に応じて、決断の種類を分類する枠組みが提示可能であることを示す。

2. 決断の分類

2-1. 「答えが不確実な状況」の五つの分類

矢原 (2017) においても、決断を行う人やその状況の多様性が指摘されているが、それに続けて「そこにはある程度のパターンがある」³ことを合わせて述べられる。本節では、このパターンを決断が行われる「答えが

³ 矢原 (2017)、p.4

不確実な状況」として概念的に分類することによって明らかにして、それに応じた決断を分類する枠組みを提示する。

「答えが不確実な状況」は、まずは大きく三つに分けられる。それは、S1 現実的に最善の答えに到達できない状況、S2 どれが最善の答えか原理的に決められない状況、S3 最善の答えが複数存在する状況である。

これら三つの状況の中で、決断科学が対象とする決断が行われるのは S1 と S2 の状況に限られる。S3 の状況における選択は、社会的に正当化されない決断であるか、そもそも決断ではないかのどちらかであるため、決断科学の対象となる領域ではない。S1 と S2 は、手段を巡る決断と目的を巡る決断のさらに二つに分類することができるので、決断科学が対象とする決断の種類は四種類である。以下では、これらの状況における決断や選択を詳細に考察する。

2-2. 現実的に最善の答えに到達できない状況

決断科学で考察すべき決断の一つ目の領域は、事実についての全ての情報は手に入れないという現実的な制約が存在する状況である。より正確に言えば、原理的には最善の答えは存在するが、時間や金銭、機械の性能などの現実的な制約によってそれにたどり着かない状況である。例えば、組み合わせ爆発を起こす多数の都市を回る巡回セールスマン問題や「地球温暖化を最高効率で阻止する手段は何か」という問いには、原理的には最善の答えは存在する。しかしながら、現在のコンピュータの性能や科学的探求の限界によって、どの選択肢が最善の答えなのかを人間が発見できないということは容易に起こりうる。

現実的に答えがない状況は、S1-1 手段を決断する状況と、S1-2 目的を決断する状況の二つに分類できる。S1-1 の場合には、達成すべき目的が設定されていて、それを達成するためにどの手段を採用すべきか、ということが決断の対象となる。例えば、「地球温暖化を防止すべきだ」ということが達成すべき目的として設定されている場合に、二者択一の選択肢 A と選択肢 B のどちらを行うのか、を決断することである。「原理的には最

善の答えが存在する」とは、どちらの選択肢の方が地球温暖化の防止に有力であるかは、論理的には決まっているということを表す。そして、「現実的には見つけられない」とは、例えば科学的探求の限界によって、現実的にはどちらの選択肢の方が地球温暖化防止に効果があるかは分からないということを表す。「地球温暖化を防止する手段に正解は（まだ）ない」という表現に正当性が認められるように、S1-1 は決断が行われうる状況の一つである。

S1-2 の状況とは、達成すべき最終的な目的が与えられている際に、その達成に資する小目的を決断する状況である。例えば、「持続可能な社会を形成する」という最終的な目的が与えられている時に、「地球温暖化を防止する」と「地球温暖化を防止しない」のどちらの小目的を選択するかという状況である。この場合に「原理的には最善の答えが存在する」とは、持続可能な社会の形成に近づくのは、地球温暖化を防止する場合としない場合の少なくともどちらかであることは決まっているということである。また「現実的には見つけられない」とは、どちらの選択肢が持続可能な社会の形成に近づくのかは現実的には分からない、ということの意味する。この状況においても、「何が役立つかの正解は（まだ）ない」という表現に言語的規則の逸脱は認められない。ゆえに、S1-2 も決断科学が対象とする「決断」が行われる状況と考えられる。

2-3. どれが最善の答えか原理的に決められない状況

決断科学で考察すべき決断の二つ目の領域は、事実的な探求のみでは解決できない対立が存在する状況である。例えば、「大きなダムを建設するために多くの村を犠牲にする」という選択肢を巡る決断の場合は、ダム建設に伴うコストと利益、そして環境への影響等の全ての事実が明らかであったとしても、犠牲を強いて建設してもよいのかという対立が解決されずに残る。

この状況も、S2-1 手段を決断する状況と、S2-2 目的を決断する状況の二つに分類できる。S2-1 の状況は、「善い目的を達成するために、悪い手

段を用いることは許されるか」という問題の一種として考えることができる。ダム为例でいえば、大きなダムを建設するという選択肢を選んだ場合に生じる金銭的な利益とコスト、環境等への影響に加え、ダム建設の犠牲になる家の数、移住することになる人の数など全ての事実が仮に明らかであるとする。その場合に、この事実の中でどれを重要と考えるのかという価値観の相違による対立が考えられる。ある人は金銭的利益を重視してダム建設を主張し、他の人は犠牲となる村や人を重視してダム建設に反対するという対立である。この対立は自然科学的な事実の探求のみによっては解決されえない。どちらの選択肢をより善い選択肢と評価するかという道徳的な基準を導入する必要がある。仮に二つの選択肢の間の事実的な評価が全く同等であったとしたら、ダム建設により恩恵を受ける人数に着目する道徳理論を採用するならばダム建設は正しい選択であるし、ダム建設による犠牲に着目する道徳理論を採用するならばダム建設は誤った選択である。どの道徳理論を採用すべきか、という倫理学的問題は残るが、たとえ全ての事実が明らかであったとしても対立が残る決断状況の存在は明らかである。

S2-2の状況とは、計画の最終目的を作成する状況である。例えば、村おこしの事例において、「村を存続させるために村おこしをすべきだ」という考えと、「たとえ将来消滅するとしても、静かな生活を送るために村おこしはすべきではない」という考えの対立が起こりうる。村おこしをした場合の、コストや人口の変動、発生する音等の事実がたとえ全て明らかであったとしても、この対立は発生しうる。これは、そもそも何が解決しなければならないのかを巡る対立である。村おこしの事例でいえば、村おこしに賛成する人は村が消滅することを解決すべき問題であると考えているのに対して、反対する人は村の消滅が問題だとは全く考えておらず、自身の静かな生活の方が重要であると考えている。何が解決すべき社会的な問題であるか、ということも決断を要する事例の一つである。

2-4. 最善の答えが複数存在する状況

「答えが不確実な状況」の最後の分類は、最善の答えとなるはずの選択肢が複数存在する状況である。例えば、次のようなビュリダンのロバの状況である。ある東西に走る道の途中に空腹のロバがいる。このロバはいつでも合理的な選択をしようと心に決めている。東西の道の先には双方に、ロバから全く等距離に、全く同じ量の干し草が置いてある。ロバは空腹なので干し草を食べたいとは思ふものの、東の干し草と西に干し草のどちらを食べる選択が合理的であるのかが分からず、悩んでいるうちに餓死してしまう。これは、思考実験上の状況であるが、対立する選択肢が全く同量の損益と全く同じだけの道徳的価値を有するような状況は現実的に発生しうる。例えば、有明海の水門開閉問題はその好例である。現実的、実践的には問題解決のための決断が求められる領域ではあるけれども、「決断」概念の分析を鑑みると、決断科学が対象とする決断が行われうる領域からは除外される。

前節での分析によると、「決断」とは「1. 答えが不確実な状況で行われる、2. 主体の存在が明確で、3. 社会的に正当化可能な、決めるという行為」であった。ここで問題となるのは、「2. 主体の存在が明確」、と「3. 社会的に正当化可能」である。主体が存在するとは、「その選択を誰かが行った」ということであり、正当化可能とは「なぜその選択なのか」という理由の説明が可能であるということの意味する。では、ビュリダンのロバや有明海の水門開閉問題のような、どちらの選択肢も同様に合理的であるような状況において、どちらか一方の選択肢に行為主体の存在を明確にし、正当化可能なように決めることができるだろうか。これは原理的に不可能である。というのも、水門開閉問題のように、どちらの選択をしたとしてもその結果生じる金銭的、人的な損益が全く同量であり、その損害をどちらの団体が被るのかという差異しか存在しないような状況においては、当該の団体に対する個人的な関係や関心以外には、クジやサイコロの結果によるランダムな決定しかありえない。同様に、ビュリダンのロバの事例においても単に右が好きか左が好きかといった好み以外には、クジなどでのラン

ダムな決定しかない。前節の分析で述べたように、「クジでクラス委員を決める」というようなランダム性を有する事例は、「決定」の事例であって「決断」の事例ではない。そして、行為者個人の利益関係や好みしか理由を語り得ない選択を社会的に正当化するのは不可能である。「最善の答えが複数存在する場合」の決断は、クジのようにランダムで決めるか、その選択の理由を行為者個人の利害関心でしか語り得ないために、決断科学がその目的とする、社会問題を解決するような合理的に正当化されるような決断事例には含まれないのである。

3. 結論

本論の結論は以下の通りである。「決断」の概念分析によって、決断科学が対象とする決断とは、「1. 答えが不確実な状況で行われる、2. 主体の存在が明確で、3. 社会的に正当化可能な、決めるという行為」であるということが明らかとなった。また、「答えが不確実な状況」とは、五つに分類することが可能であり、その分類に応じて決断の種類も分類することができる。そのうちの「最善の答えが複数存在する状況」における選択は決断事例には含められないか、社会的には正当化できない事例であるために、決断科学で対象とすべき決断分類であるとは考えられない。

本論が提示する決断の分類枠組みは、次の通りである。現実的に答えがない状況での S1-1 手段の決断と S1-2 目的の決断、原理的に答えがない状況での S2-1 手段の決断と S2-2 目的の決断である。本論では、この分類を個別の具体的な事例を根拠とすることなく、論理的な分析のみに立脚して論を展開してきた。最後に、この分類枠組みを具体的な事例に適用する。土中、徳永、古橋（2017）は、彼らの八女や対馬での活動事例を元に社会的な問題の解決に至るまでのプロセスを可視化した（図1）。

統治モデルの問題解決プロセスに、本論で主張した決断分類を適用する。「問題の探求・設定」は、現状の把握とその把握された事項の中で何か解決されなければならない事項であるのかについての合意が取られる。これ

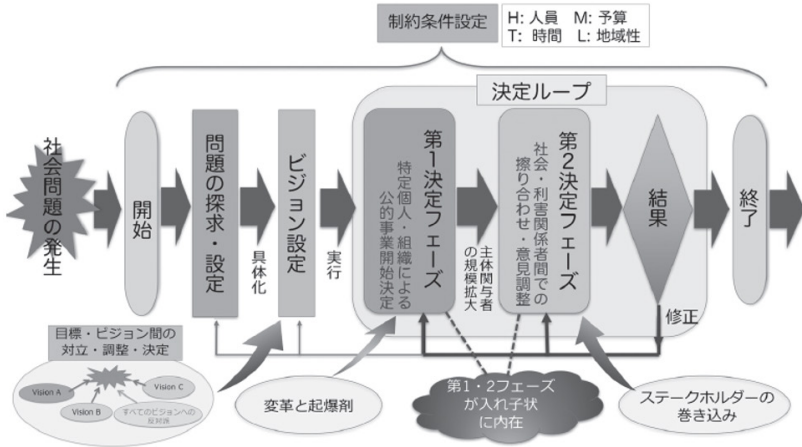


図1 プロジェクト型決定プロセス (土中・徳永・古橋, 2017)

は、本論の枠組みで言えば、S2-2 の状況における決断である。以降の「ビジョンの設定」、「第1決定フェーズ」、「第2決定フェーズ」はそれぞれ問題に応じて、本論で分類した全ての状況が発生しうる。例えば、「ビジョンの設定」の段階において、定められた最終目的の達成までの道のりが遠いのであれば、それはS1-2の状況である。また、最終目的の達成に技術的な問題や達成に至る過程に問題があるならば、それはS1-1やS2-1の状況である。決定ループの中でも、時々に応じて様々な状況があり得るだろう。

統治モデルが見落としていた点で本論の分類を適用する利点は、「決断の正当化」が問題解決プロセスを次の段階へと進める原動力であると解することができる点である。例えば、ある価値観の対立が発生しており、その状況をS2-1に分類することが可能だとする。その状況である決断を正当化して問題解決プロセスを次の段階に進めるためには、事実に関する情報を共有・説明するだけでは足りず、その決断が支持されるべき道徳的な原則やそれを擁護する価値観の共有を図らなければならない。また例えば、ある目的を達成するための技術の信頼性や確実性についての対立が発生しており、その状況をS1-1に分類することが可能だとする。その状況での決断は、その目的が達成された場合の利益やその道徳性を論じることでは

正当化できず、その手段が現実的に利用可能であり目的達成に資する手段であるということを論じることで正当化が行われる。

さらに言えば、いずれかの段階でS3の状況に陥ることも考えられる。この状況において重要なことは、(もちろん実際には様々な制約が存在するが)どの選択肢も選んではならないということである。それは前述したように、この状況においてはどの選択肢に決めたとしても、それを正当化することが不可能だからである。必要なことは、本当にその状況がS3であるのかを精査しなおし、場合によっては対立するグループの価値観を変更させ、決断が可能な他の状況へと再分類を行うことである。個々の状況が分類枠組みのどこに当たるのかを理解することで、求められている決断と合理性の種類の把握を可能となり、その合理性がプロセス全体の最終目的の達成を導くのである。

4. おわりに

本論では、決断が行われる四つの状況と、決断が行われ得ない一つの状況を枠組みとして提示した。この枠組みは経験的な事例をその根拠とせず、「決断」概念から分析された論理的な帰結である。そして、この枠組みは実践へと適用することで、各個別事例を状況に応じて分類し、決断の正当化という観点から評価することで、最終目的達成への問題解決プロセスを次の段階へと進める契機を体系的に掴むことを可能にする、ということが示された。

参考文献一覧

- サイモン、ハーバード『経営行動』、二村敏子ほか訳、ダイヤモンド社、2009
- 土中哲秀、徳永翔太、古橋寛子、「まちづくりにおける意思決定モデルの構築」、『決断科学』、3号、2017、p.23-34
- 花松泰倫「持続可能な地域コミュニティ論、ガバナンスと決断科学をつなぐ」、『決断科学』、3号、2017、p7-21
- 美濃正、“分析的/総合的”、『岩波哲学・思想辞典』、廣松渉ほか編、岩波書店、1998、p.1428-1429
- 矢原徹一『決断科学のすすめ』、文一総合出版、2017



土持貴志 つちもち たかし

人文科学府人文基礎専攻倫理学専修博士後期課程3年 人間モジュール

1990年岡山県岡山市生まれ。

専門はメタ倫理学。「道徳に客観的な答えは存在するのか」という道徳的实在論を巡る問題を研究対象とする。